

**和歌山県看護職員修学資金貸付
卒業後の手引**

平成29年1月

和歌山県福祉保健部健康局医務課

目 次

和歌山県看護職員修学資金について	1
卒業後のフロー	2
返還債務の履行猶予	4
返還の免除（当然免除、裁量免除）	6
返還	7
その他手続き	8
提出書類	9
修学資金返還計画書	10
修学資金返還方法変更申請書	11
修学資金返還猶予申請書	12
修学資金裁量免除申請書	13
修学資金当然免除申請書	14
連帯保証人変更届	15
住所変更（改氏名）届	16
就業（入学）届	17
看護職員就業場所変更等届	18
就業証明書	19
就業等状況報告書	20
和歌山県看護職員修学資金の貸与を受けられた方へ	2 1
提出書類のチェック表	2 2

和歌山県看護職員修学資金について

看護という仕事は、人間の生命に直接結びついていますから、厳しい面もいろいろあります。

しかし、病気で苦しむ人々への思いやりを根本とする中で、とても人間的で、やりがいのある仕事と言えるのではないのでしょうか。

今日では、みんなの健康を守り社会に尽くす「看護」という仕事の重要性が広く認められるようになり、看護の分野は専門職として確立されてきています。

和歌山県で看護職として働く人は年々増加していますが、高齢化社会を迎え、また医療の高度化、専門化が進む中で看護職員の必要性はますます高まってきており、県民の期待も大きなものがあります。

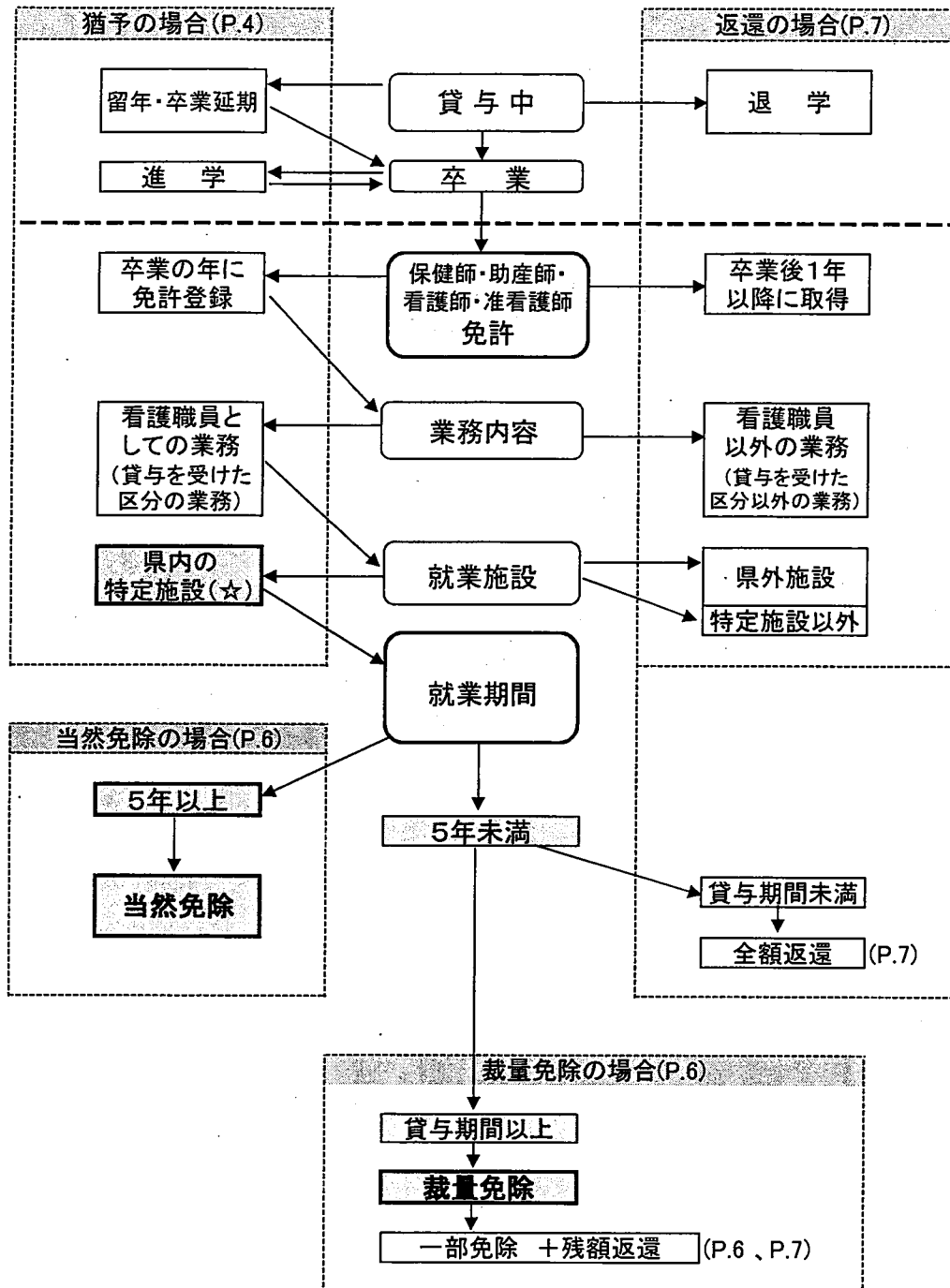
和歌山県では、看護の道を志した皆さんに安心して勉学に励んでいただけるように修学資金をお貸ししております。

この資金には、貴重なお金（県民の税金等）が使われており、貸与を受けられた皆さんが、「豊かさを実感できる暮らしづくり」のため、県内の病院や診療所などで活躍してほしいとの願いを込めてお貸ししているものです。

皆さんが、この制度の趣旨を理解され看護職員として大きな力を発揮されることを期待します。

卒業後のフロー

対象：H21年度以降、貸与を開始された方



※用語の解説

看護職員：保健師、助産師、看護師、准看護師

猶予：修学資金の返還を先に延ばすこと

当然免除：貸与した額の全てが免除となること

裁量免除：就業期間等に応じて返すべき金額の全部又は一部が免除となること

☆特定施設

- ①救急告示医療機関(救急告示病院及び診療所)
- ②へき地医療拠点病院
- ③へき地医療拠点病院に準ずる病院
- ④へき地診療所
- ⑤その他知事が定める医療機関
(田辺・新宮保健医療圏にある病院及び診療所)

和歌山県看護職員修学資金貸与 返還免除対象施設

対象：H21年度以降、貸与を開始された方

(1) 救急告示医療機関 救急告示病院 51

医療圏域別	病院名
和歌山 (24)	今村病院
	上山病院
	宇都宮病院
	河西田村病院
	向陽病院
	古梅記念病院
	済生会和歌山病院
	嶋病院
	須佐病院
	誠佑記念病院
	中江病院
	中谷医科歯科病院
	中谷病院
	日本赤十字社和歌山医療センター
	橋本病院
	堀口記念病院
	県立医科大学附属病院
	和歌山生協病院
	和歌浦中央病院
	和歌山労災病院
	石本病院
	海南医療センター
	恵友病院
	国保野上厚生総合病院

救急告示診療所 6

医療圏域別	診療所名
和歌山 (3)	辻整形外科
	辻秀輝整形外科
	月山チャイルドケアクリニック
那賀 (2)	奥クリニック
	北山産婦人科クリニック
橋本(1)	高野町立高野山総合診療所

医療圏域別	病院名
那賀 (5)	富田病院
	公立那賀病院
	貴志川リハビリテーション病院
	名手病院
	稲穂会病院
橋本 (4)	紀和病院
	橋本市民病院
	山本病院
	県立医科大学附属病院紀北分院
有田 (5)	有田市立病院
	有田南病院
	済生会有田病院
	桜ヶ丘病院
	西岡病院
御坊 (4)	北出病院
	整形外科北裏病院
	国保日高総合病院
田辺 (6)	和歌山病院
	紀南病院
	白浜はまゆう病院
	国保すさみ病院
	田辺中央病院
	南和歌山医療センター
新宮 (3)	白浜小南病院
	くしもと町立病院
	新宮市立医療センター
那智勝浦町立温泉病院	

(2) へき地医療拠点病院 3

医療圏域別	病院名
和歌山	国保野上厚生総合病院 ※
橋本	橋本市民病院 ※
田辺	紀南病院 ※

(3) へき地医療拠点病院に準じる病院 3

医療圏域別	病院名
田辺	南和歌山医療センター ※
	国保すさみ病院 ※
新宮	那智勝浦町立温泉病院 ※

(4) へき地診療所 36 和歌山～御坊保健医療圏 14

市町村名	診療所名
紀美野町	志賀野診療所
	小川診療所
	真国診療所
	細野診療所
	長谷毛原診療所
紀の川市	国吉診療所
	野田原へき地診療所
	細野へき地診療所
かつらぎ町	鞆瀬診療所
高野町	天野診療所
日高川町	富貴診療所
	寒川診療所
	寒川診療所上初湯川出張所
	寒川診療所猪谷出張所

田辺・新宮保健医療圏 22 (5)の診療所と重複

市町村名	診療所名
みなべ町	高城診療所
田辺市	長野診療所
	上芳養診療所
	秋津川診療所
	龍神大熊診療所
	龍神湯ノ又診療所
	大塔富里診療所
白浜町	大塔三川診療所
白浜町	川添診療所
すさみ町	大附診療所
	佐本診療所
古座川町	大鎌診療所
	七川診療所
	三尾川へき地診療所
	田川へき地診療所
那智勝浦町	小川へき地診療所
	色川診療所
新宮市	熊野川診療所
	熊野川診療所附属小口診療所
	熊野川診療所附属玉置口診療所
	熊野川歯科診療所
北山村	北山村診療所

(5) その他知事が認める医療機関

田辺・新宮保健医療圏

病院 17 診療所 326

医療圏域別	病院名	診療所数
田辺	紀南病院 ※	197
	紀南こころの医療センター	
	南和歌山医療センター ※	
	国保すさみ病院 ※	
	白浜はまゆう病院 ※	
	白浜小南病院	
	田辺中央病院 ※	
	玉置病院	
	南紀医療福祉センター	
新宮	くしもと町立病院 ※	129
	新宮市立医療センター ※	
	那智勝浦町立温泉病院 ※	
	串本有田病院	
	潮岬病院	
	日比記念病院	
	岩崎病院	
	新宮病院	

※は救急告示病院と重複

☆ 医療機関については、H28.12.31現在であり、今後変更する可能性があります。

返還債務の履行猶予

返還債務の履行猶予とは、修学資金の返還債務の履行を先に延ばすことです。

次の事項に該当するときは、その事項が継続する期間、返還債務の履行を猶予することができますので、右欄に示す書類を提出してください。

事 項	提 出 書 類
① 卒業後1年以内に、看護職員の免許を取得し特定施設(又は県内施設、特定病院)で看護職員の業務に従事しているとき (⇒一定期間、就業を継続することにより「当然免除」となります。)	1 修学資金返還猶予申請書(第7号様式) 2 就業(入学)届(第12号様式) 3 就業証明書 4 看護職員の免許証の写し
② 保健師・助産師・看護師の養成施設に進学したとき	1 修学資金返還猶予申請書(第7号様式) 2 就業(入学)届(第12号様式) 3 在学証明書(又は入学証明書) 4 就業証明書(就業期間がある場合)
③ 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき	1 修学資金返還猶予申請書(第7号様式) 2 その理由を証明する書類

特定施設：平成21年度以降に新規貸与を受けられた方
卒業後のフロー下段をご参照ください
平成20年度以前に新規貸与を受けられた方
許可病床が200床未満の病院、精神病床が80%以上の病院、診療所等
(詳しくは、和歌山県庁医務課看護班にお問い合わせください)

県内施設：平成20年度以前に新規貸与された方で種別が第2種修学資金のみ適用
(平成21年度以降は第1種～第3種の種別は廃止されています。)

特定病院：平成9年度以前に新規貸与された方のみ適用
許可病床が200床以上の病院

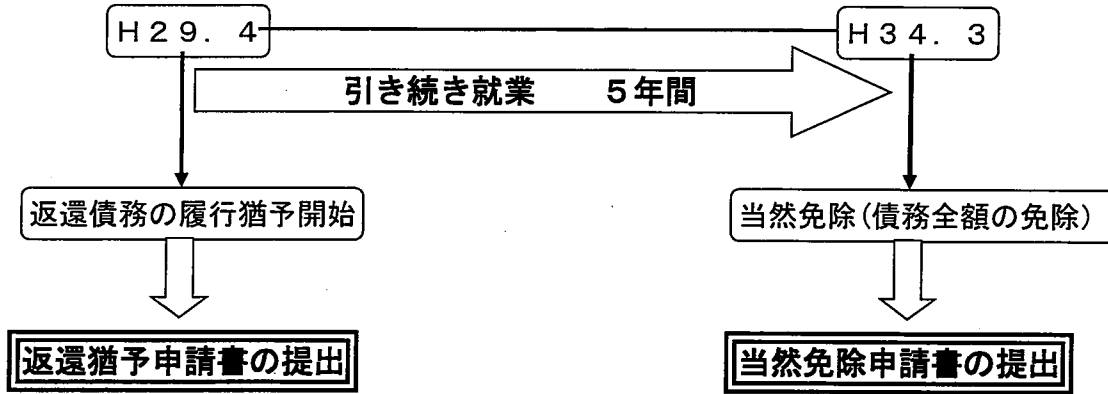
看護職員の業務：平成21年度以降に新規貸与を受けられた方
貸与を受けた区分の業務
例. 看護師修学資金貸与の場合、看護師の業務
平成24年度以降に准看護師修学資金の新規貸与を受けられた方については、P5もご覧ください。
平成20年度以前に新規貸与を受けられた方
保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務

また、①の場合、業務従事期間が引き続き5年で当然免除になりますので、「当然免除」申請を行ってください。

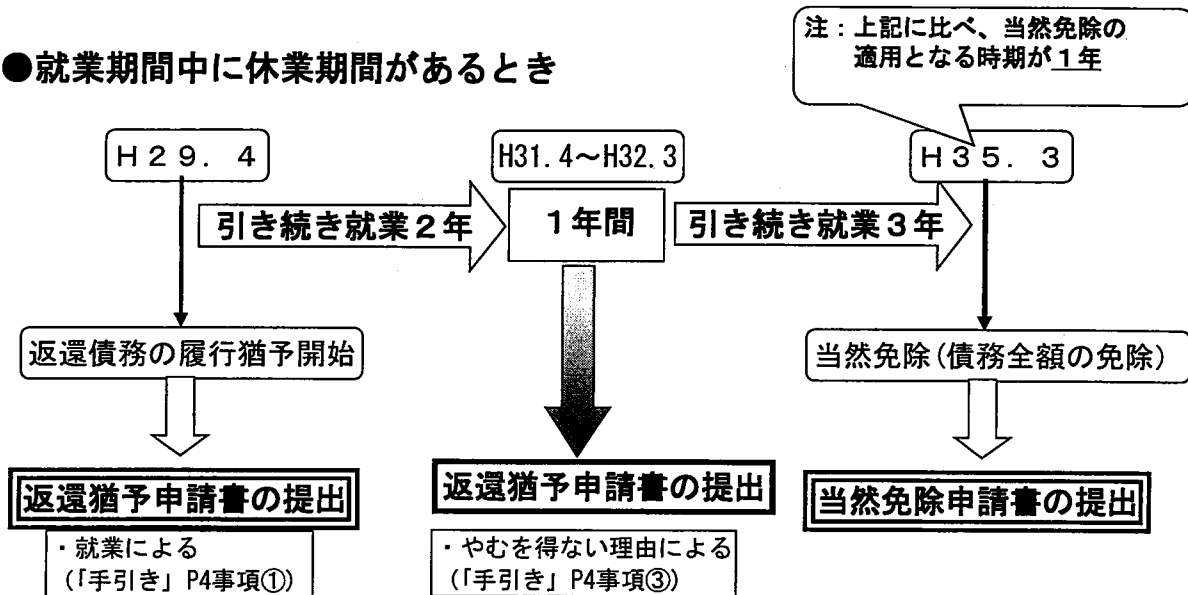
この申請を行わないと、返還債務は免除されません。

※就業開始後、返還債務の猶予に該当する場合について

●引き続き就業するとき

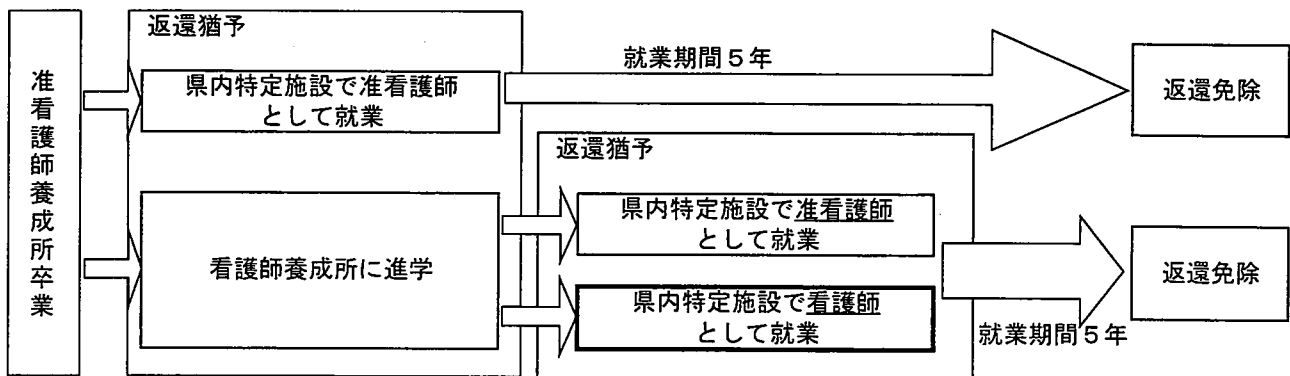


●就業期間中に休業期間があるとき



※平成24年度以降に准看護師修学資金の新規貸与を受けられた方

准看護師養成所を卒業した方が、さらに看護師養成所へ進学し卒業後1年以内に看護師免許を取得し、直ちに県内特定施設に看護師として就業し、就業期間が5年となった場合は、債務の返還を免除します。



返還の免除（当然免除、裁量免除）

養成施設を卒業後、1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに特定施設に就業し、少なくとも貸与を受けた期間以上、貸与を受けた区分の看護職員の業務に従事したときは、返還債務の全額又は一部が免除されることとなりますので、右欄に示す書類を提出してください。

	事 項	提 出 書 類
当然免除	① 県内の特定施設(又は県内施設、特定病院)で当然免除に必要な一定期間 ※以上看護職員の業務に従事したとき	1 修学資金返還当然免除申請書 (第9号様式) 2 就業証明書 3 看護職員の免許証の写し
	② 業務従事期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	1 修学資金返還当然免除申請書 (第9号様式) 2 戸籍抄本(死亡の場合) 3 医師の診断書(心身の故障の場合)
裁量免除	③ 当然免除の期間に満たないが、貸与を受けた期間以上、特定施設(又は県内施設、特定病院)で看護職員の業務に従事したとき	1 修学資金返還裁量免除申請書 (第8号様式) 2 就業証明書 3 看護職員の免許証の写し 4 修学資金返還計画書(第5号様式)
	④ 災害、疾病、死亡その他やむを得ない理由により、返還が困難であると認められるとき	1 修学資金返還裁量免除申請書 (第8号様式) 2 その理由を証明する書類

【特定施設、県内施設、特定病院、看護職員の業務】

返済債務の履行猶予の(P4)をご参照ください

※ 一定期間：平成14年度以降に新規貸与された方は、引き続き5年間です。

- 1 修学資金返還当然（裁量）免除申請について
連帯保証人と連署のうえ、その理由が生じた日から15日以内に申請してください。
- 2 業務従事期間の計算について
月数で計算し、月の途中で就職、退職した場合は、その月も算入します。
起算は、免許取得後の業務従事期間で計算します。
例：卒業した年の4月から業務従事しており、免許登録が年月が5月のとき
→業務従事期間の計算は5月からの月数になります。
- 3 裁量免除の計算方法について（月単位で計算）

$\text{免除額} = \text{修学資金の返還残額} \times \frac{\text{県内特定施設就業期間}}{\text{修学資金貸与期間} \times 2.5}$ <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">(2年未満の場合は2年)</p>

注：就業期間が貸与期間に満たない場合は、全額返還となります。

返 還

次の事項が生じた場合、修学資金を返還していただくこととなりますので、右欄に示す書類を提出してください。

事 項	提 出 書 類
① 養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得できなかったとき	1 修学資金返還計画書(第5号様式) 2 就業証明書(就業期間がある場合) ※③について、返済債務の一部が免除される場合は、返還の免除(P6)の③を参照してください。
② 看護職員の免許を取得した後、ただちに特定施設(又は県内施設、特定病院)で看護職員の業務に従事しなかったとき	
③ 特定施設(又は県内施設、特定病院)で看護職員の業務に従事した期間が免除に必要な期間に満たないとき (⇒就業期間に該当する金額の返還が「裁量免除」されることとなります。)	

【特定施設、県内施設、特定病院、看護職員の業務】

返済債務の履行猶予(P4)を参照してください

1 修学資金返還計画書について

連帯保証人と連署のうえ、返還理由が生じた日から15日以内にご提出ください。返済期間は、貸与を受けた期間(に猶予期間を加えた期間※)となります。

※ 返還債務の履行が猶予されたとき

例：3年間貸与を受け、卒業後1年間看護業務に従事した場合

→返還の事実が生じた日(退職した月)の翌月から3年以内で返還

2 納入方法について

提出して頂いた返還計画に基づき、返還日の約15日前に納入通知書を送付しますので、最寄りの金融機関で納めてください(郵便局を除く全国のほとんどの金融機関で納めて頂けます。)

また、納入通知書には納入期限を記載していますので、遅れないように納めてください(納入期限を過ぎますと、翌日から返還日までの期間の日数に応じ、延滞利子を支払って頂くこととなります)。

3 返還方法の変更について

返還計画書を提出した後、やむを得ない事情により返還方法を変更するときは、医務課にご連絡のうえ、「修学資金返還方法変更申請書(第6号様式)」を提出してください。

その他の手続き

次の場合は、右欄に示す書類を提出してください。

事 項	提 出 書 類
① 就業場所を変更したとき	猶予期間の変更がない場合は、 1 看護職員就業場所変更等届(第13号様式) 2 就業証明書(新旧就業場所) ※旧の就業場所の証明書は、当然免除、裁量免除の際に必要となる場合がありますので、コピーを提出してください。
② 氏名、住所を変更したとき	1 住所変更(改氏名)届(第11号様式その3)
③ 連帯保証人を変更したとき 連帯保証人の氏名、住所に変更があったとき	1 連帯保証人変更届(第11号様式その2)
④ 毎年1月末日まで	1 就業等状況報告書 (毎年12/31現在の状況を翌年1月末までに)

①について

就業場所の変更により、猶予期間が変更(当然免除等の到達予定時期が変更)になる場合は、「修学資金返還猶予申請書(第7号様式)」も併せてご提出ください。

④について

就業先、住所、氏名が変更となったときは、内容に応じて①②も忘れずにご提出ください。

(④への記載により①②の届出が不要になるわけではありません。)

※ 就業場所の変更等により、看護職員の業務(P4)に従事していない期間が1ヶ月以上になると、引き続き従事したとみなすことができず返還していただく場合もありますので、和歌山県庁医務課看護班に事前にご相談ください。

(変更後の就業場所が「返済債務の履行猶予」に記載されている施設以外の場合も同様に、返還が必要になります。)

提出書類

※コピーしてお使いください。

1	修学資金返還計画書	(別記第5号様式)	-----	10
2	修学資金返還方法変更申請書	(別記第6号様式)	-----	11
3	修学資金返還猶予申請書	(別記第7号様式)	-----	12
4	修学資金裁量免除申請書	(別記第8号様式)	-----	13
5	修学資金当然免除申請書	(別記第9号様式)	-----	14
6	連帯保証人変更届	(別記第11号様式その2)	-----	15
7	住所変更(改氏名)届	(別記第11号様式その3)	-----	16
8	就業(入学)届	(別記第12号様式)	-----	17
9	看護職員就業場所変更等届	(別記第13号様式)	-----	18
10	就業証明書(必要事項が記載されていれば、他の様式でも可)		-----	19
11	就業等状況報告書		-----	20

修学資金返還計画書

年 月 日

和歌山県知事

様

本人氏名 ⑩
 住所
 電話番号
 連帯保証人氏名 ⑩
 住所
 連帯保証人氏名 ⑩
 住所

和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則第9条第1項の規定により下記返還計画書のとおり返還します。

貸与を受けた期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月)		
上記期間中貸与を受けなかった期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月)		
貸与総額	円	返還を要する額	円
返還免除額	円		
返還の理由の生じた日	年 月 日		
返還の理由			
返還の方法	一 括	半 年 賦	年 賦
一回の返還額	円	円	円
返還予定日	年 月 日	毎年 月 日	毎年 月 日
返還完了日	年 月		

修学資金返還方法変更申請書

年 月 日

和歌山県知事

様

本人氏名 ㊟
 住所
 電話番号
 連帯保証人氏名 ㊟
 住所
 連帯保証人氏名 ㊟
 住所

和歌山県看護職員修学資金返還方法を変更したいので和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則第9条第2項の規定により申請します。

貸与を受けた期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月)						
貸与総額	円	返還済額	円	返還免除額	円	要返金額	円
変更前	返還の方法	半年賦		年賦			
	一回の返済額	円		円			
	返還予定日	毎年	月 日	毎年	月 日		
	返還した期間	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日		
変更後	返還の方法	半年賦		年賦			
	一回の返済額	円		円			
	返還予定日	毎年	月 日	毎年	月 日		
	返還する期間	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日		
変更の理由							

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

和歌山県知事

様

出身学校 名

養成所

氏 名

印

住 所

電話番号

下記のとおり修学資金の返還の猶予を受けたいので和歌山県看護職員修学資金貸与
条例施行規則第10条第 項の規定により別紙証明書類を添えて申請します。

記

- 1 希望の返還猶予期間
- 年 月 日から
- 年 月 日まで

2 理 由

(修学資金を 年 月分から 年 月分まで
か月分 円受領)

- 注1 和歌山県看護職員修学資金貸与条例(以下「条例」という。)第10条第1項第1号
又は第2号に該当するものは、当該看護職員養成施設の長の在学証明書を添えるこ
と。
- 2 条例第10条第1項第3号に該当するものは、就業先の長の就業証明書を添えるこ
と。
- 3 条例第10条第2項の災害疾病その他やむを得ない理由による場合は、当該事項を
証明する書類を添えること。

修学資金返還裁量免除申請書

年 月 日

和歌山県知事

様

本人氏名 ⑩
住所
電話番号
連帯保証人氏名 ⑩
住所
連帯保証人氏名 ⑩
住所

下記のとおり和歌山県看護職員修学資金の返還の免除を受けたいので和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則第12の規定により別紙証明書類を添えて申請します。

記

- 1 借 用 者 氏 名
学 校 名
養成所
- 2 借 用 金 額
- 3 返 還 済 金 額
- 4 返 済 未 済 の 金 額
- 5 免 除 を 希 望 す る 金 額
- 6 就 業 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 7 免 除 願 出 の 理 由

注 和歌山県看護職員修学資金貸与条例第11条に該当するものは、その旨を証する証明書を添付すること。

修学資金返還当然免除申請書

年 月 日

和歌山県知事

様

本人氏名 ①

住所

電話番号

連帯保証人氏名 ①

住所

連帯保証人氏名 ①

住所

下記のとおり和歌山県看護職員修学資金の返還の免除を受けたいので和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により別紙証明書類を添えて申請します。

記

1 借 用 者 氏 名
学 校 名
養 成 所

2 借 用 金 額

3 借 用 済 金 額

4 借 用 未 済 の 金 額

5 免 除 を 希 望 す る 金 額

6 免 除 願 出 の 理 由

7 死 因 (病 名 など)

注 1 死亡の場合は、本人氏名欄に相続人の氏名続柄を記入すること。

2 添付書類

(1) 死亡によるときは本人の死亡を証する戸籍抄本、業務に起因する心身の障害によるときはその事実及び程度を証する医師の診断書

(2) 和歌山県看護職員修学資金貸与条例第8条第1号に該当するものについては、就業証明書

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

和歌山県知事

様

学 校 名

第 年

養 成 所

氏 名

⑩

住 所

電話番号

下記のとおり変更したので和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則

{ 第15条第2項 } の規定により届け出ます。
 { 第16条第3項 }

記

1 新連帯保証人

氏 名	⑩
生年月日	
続 柄	
住 所 (電話番号)	
職 業	

2 旧連帯保証人

3 理 由

住所変更 (改氏名) 届

年 月 日

和歌山県知事 様

学 校 名

養 成 所

氏 名

住 所

電話番号

下記のとおり変更したので、和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則

{

 第15条第2項
 第16条第3項

}
 の規定により届け出ます。

記

	変 更 前	変 更 後
住 所		
(ふりがな)		
氏 名		

就 業 (入 学) 届

年 月 日

和歌山県知事

様

氏 名

㊟

住 所

電話番号

下記のとおり就業（入学）したので、和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則第16条第1項の規定により免許証の写し（入学者にあつては、入学証明書）を添えて届け出ます。

記

- 1 就業（入学）した施設の名称
- 2 就業（入学）した施設の所在地
- 3 就業（入学）した年月日
- 4 保健師、助産師、看護師、准看護師の別

看護職員就業場所変更等届

年 月 日

和歌山県知事

様

氏 名

印

住 所

電話番号

下記のとおり就業場所を変更したので和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則第16条第2項の規定により届け出ます。

記

新就業先 名 称

所 在 地

就業した日

旧就業先 名 称

所 在 地

退職した日

業務を廃止した日

就 業 証 明 書

氏 名	(年 月 日生まれ)
住 所	
職 種 該当に○	看 護 師 准看護師 保 健 師 助 産 師

上記の者は、 年 月 日から

[
 就業している
 年 月 日まで就業していた

ことを証明します。

就業中に休業（産休・育休・病気等）していた期間 年 月 日 ～ 年 月 日 年 月 日 ～ 年 月 日

平成 年 月 日

施設住所

施設名



就業等状況報告書

和歌山県知事 様

和歌山県看護職員修学資金の貸与を受けました 年12月31日現在の私の就業等状況につき、下記のとおり報告します。

氏名：

住所：〒

電話：

記

1 修学資金貸与期間

貸与開始年月日	貸与終了年月日	学校養成所名
年 月	年 月	

2 免許取得の状況

免許の種類(准看護師・看護師・保健師・助産師の別)	免許取得日(免許証を見て登録日を記入して下さい)
	年 月 日
	年 月 日

3 卒業後の就業(進学)等の状況

就職(入学) 年月日	退職(卒業) 年月日	就業・進学先の名称
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
上記就職期間中に、 <u>1ヶ月以上</u> の休職期間のある場合		年 月 日～ 年 月 日 (理由： ため)

~~~~~  
以下、該当する場合のみ記入すること

## 4 住所変更

| 住所変更年月日 | 旧住所 | 現住所 |
|---------|-----|-----|
| 年 月 日   | 〒   | 〒   |

## 5 改氏名

| 改氏名年月日 | 旧氏名(ふりがな) | 新氏名(ふりがな) |
|--------|-----------|-----------|
| 年 月 日  | ( )       | ( )       |

## 和歌山県看護職員修学資金の貸与を受けられた方へ

H21年度以降に貸与を開始された方

卒業後、以下の手続きが必要となりますので、「和歌山県看護職員修学資金貸付 卒業後の手引」をご覧のうえ、該当する書類を提出して下さい（以下の頁数は、「手引」の該当頁）。

1. 免許試験に合格し、県内特定施設に看護職員として就業したとき  
→返還債務の履行猶予 (p.4)
    - \* 修学資金返還猶予申請書 他を提出すること
    - \* 添付書類のうち、免許証は交付まで数ヶ月かかることがあるので、まずは「登録済証明書」（はがき）のコピーを添付しておくこと。その後、免許証が交付されたときに、免許証のコピーのみを至急、提出すること
    - \* 猶予期間中に県内特定施設を退職した場合には、早急に連絡すること（再度別の書類の提出が必要となり、場合によっては返還となることもある）。《参考》引き続き5年間就業（産休、育休、1ヶ月以上の病休期間を除く）したとき  
→当然免除 (p.6)
    - \* 修学資金返還当然免除申請書 他を提出すること
  2. 免許試験に合格したが、県内特定施設に看護職員として就業しなかったとき  
→返還 (p.7)
    - \* 修学資金返還計画書を提出すること
    - \* 貸与した修学資金の全額を返還
  3. 卒業年度の免許試験で不合格となったとき  
→返還 (p.7)
    - \* 修学資金返還計画書を提出すること
    - \* 貸与した修学資金の全額を返還
  4. 災害、疾病その他やむを得ない理由で就業できないとき（産休及び育休期間を含む）  
→連絡し、指示を受けること
  5. 住所、氏名、連帯保証人、就業場所等を変更したとき  
→各種変更 (p.8)
    - \* 各種変更届[住所変更（改氏名）届、連帯保証人変更届、看護職員就業場所変更等届]を提出すること
  6. 債務が全額免除となる場合以外のとき（猶予期間中、返還中）  
→就業等状況報告 (p.8)
    - \* 毎年12/31現在の状況を、翌年1月末までに報告すること（この用紙のみFAX可）
- (その他)
- 複数の課程で修学資金を貸与されている場合  
（例：准看護師課程と看護師課程、看護師課程と保健師課程）  
→それぞれ別々に書類を作成、提出すること

### <連絡先>

和歌山県福祉保健部健康局 医務課看護班

住所：〒640-8585

和歌山市小松原通1-1

電話：073-441-2605(直通)

FAX：073-424-0425

●提出書類のチェック表（卒業後の確認にお使いください。）

|       |   |       |   |    |   |    |
|-------|---|-------|---|----|---|----|
| 貸与月額： | 円 | 貸与期間： | 年 | 月～ | 年 | 月  |
| 貸与総額： | 円 |       |   | (  | 年 | 月) |

修学資金返還猶予申請書の提出日（ 年 月 日）  
返還猶予期限（猶予通知の期限 年 月 日）

修学資金返還当然免除申請書の提出日（ 年 月 日）

修学資金返還裁量免除申請書の提出日（ 年 月 日）

修学資金返還計画書の提出日（ 年 月 日）  
返還年月日等

- ・ 返還総額
  - ・ 返還回数
  - ・ 各回の返還額
  - ・ 返還期限
- |   |   |    |   |   |    |
|---|---|----|---|---|----|
| 年 | 月 | 日、 | 年 | 月 | 日、 |
| 年 | 月 | 日、 | 年 | 月 | 日、 |
| 年 | 月 | 日、 | 年 | 月 | 日、 |
| 年 | 月 | 日、 | 年 | 月 | 日  |

就業等状況報告書の提出日（12/31現在の状況を翌年1月末までに提出）

|   |   |    |   |   |    |
|---|---|----|---|---|----|
| 年 | 月 | 日、 | 年 | 月 | 日、 |
| 年 | 月 | 日、 | 年 | 月 | 日、 |
| 年 | 月 | 日、 | 年 | 月 | 日、 |
| 年 | 月 | 日、 | 年 | 月 | 日  |

(提出・お問い合わせ)  
和歌山県 福祉保健部 健康局 医務課 看護班  
〒640-8585  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話：073-432-4111 (代表)  
073-441-2605 (直通)